

「スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金」

Q & A



社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

■ 募集内容について

Q 1	対象となるのは誰ですか？																
A	・徳島県内の高等学校の生徒で、スポーツ界で活躍することを目的に高等学校を卒業後、学校教育法に定める大学へ進学を予定する者、または、徳島県内の中学校の生徒で、スポーツ界で活躍することを目的に中学卒業後、高等学校へ進学を予定している者もしくは、徳島県内の高等学校（特別支援学校高等部含む）の障がいがある生徒でスポーツ活動に取り組みながら大学への進学を予定する者、または徳島県内の中学校（特別支援学校中学部含む）の障がいがある生徒でスポーツ活動に取り組みながら、高等学校（特別支援学校高等部含む）への進学を予定する者です。 ・県内に住所を有する者の子であり、なお、父及び母がともにいない場合は、その子が県内に住所を有することとします。 ・経済的理由により修学が困難と認められることとします。																
Q 2	経済的理由により修学が困難であるという基準は何ですか？																
A	「徳島県奨学金」募集に準じます。 世帯の総所得（所得証明書記載の個々の所得の合計額であり、収入額（年収）ではありません。）から特別控除額（別表）を引いた金額が次の認定所得基準表に記載の金額以下になる場合です。 認定所得基準表（平成30年度）（単位：万円） <table><tr><td>世帯員数</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人</td><td>7人</td><td>8人</td></tr><tr><td>総所得</td><td>238</td><td>297</td><td>355</td><td>405</td><td>457</td><td>514</td><td>573</td></tr></table>	世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	総所得	238	297	355	405	457	514	573
世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人										
総所得	238	297	355	405	457	514	573										
Q 3	奨学金は、年何回給付されますか？																
A	卒業までの間、年2回 6カ月毎に奨学金を給付します。																
Q 4	返還義務はありますか？																
A	原則、返還の必要はありません。 ただし、「スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金」運営規程第16条に該当する場合は、本会が請求する額や方法で返還いただきます。																
Q 5	他の奨学金を受ける場合でも応募はできますか？																
A	日本学生支援機構などの奨学金のほか、利用期間が一時的なものや少額のものは併給を可能とします。なお、申請書には全てを記入いただきます。																

Q 6	スポーツ特待生等で学費が全額免除されます。応募はできますか。
A	学費が全額免除される場合は応募できません。一部免除の場合、応募は可能です。
Q 7	一年度あたりの募集定員は、何人ですか？
A	運営委員会において、面接及び書類審査を行い、選考いたします。 一年度あたり、5名です。
■応募するにあたって	
Q 1	提出した書類は戻ってきますか？
A	提出書類は返却しません。必ずコピーを一部お手元に保管してください。
Q 2	「成績証明書」とはどんなものですか？
A	在学する学校が発行するものです（コピー不可）
Q 3	申請に必要な成績表は、いつ時点のものを提出すればよいのか？
A	申請時点において、学校長が発行できる最新のもので結構です。
Q 4	特別控除額を算定したいのですが、証拠書類は必要ですか？
A	学生証の写し等確認用書類が必要となります。詳しくは当会にご確認ください。
■ 支援決定後について	
Q 1	奨学生になった場合、在学期間中に何か報告する義務がありますか？
A	毎年度終了後一カ月以内に、本会が求める「スポーツ応援プロジェクト “みやもと”基金」修学状況報告書、成績証明書（コピー不可）、参加 した競技大会の賞状等（コピー可）などを提出いただきます。 卒業時には、上記に加えて卒業証書の写しを提出いただきます。

Q 2	報告書にはどのような事を書けばいいのですか？
A	競技の実施状況（競技大会への出場結果、及び成績）を中心に対象期間中に活動したことを具体的に書いてください。 なお、競技の実施状況が奨学生として適当でない状況であると本会が判断した場合、奨学金の給付を廃止することがあります。
Q 3	報告書に奨学金の使途内容の受領書などを付ける必要がありますか？
A	いいえ、必要ありません。
Q 4	修学にあたって、居住地が変更となった場合、報告が必要ですか？
A	変更事項があれば、報告が必要です。報告義務を果たさない場合は、奨学金を給付できないこともありますので、ご注意ください。
Q 5	学校を休学・退学・停学する場合は、報告が必要ですか？
A	報告が必要です。「スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金」奨学生休学・退学・停学届（別添 第6号様式）を提出してください。
Q 6	例えば、大学を退学した場合は奨学金を返還しなければなりませんか？
A	退学した翌月以降の既支給額を返還していただくことになります。